

回覧 平成27年7月1日(三股町)代表 ☎ 52-1111

・	・	・	・	・	・	・	・	・	・
・	・	・	・	・	・	・	・	・	・

◎ 読んだらすぐ隣へ回しましょう

【分類】	【No.】	【内容】
①募集	表紙	◆子どもと一緒に「いきいき食育講座」参加者を募集します
②催し	1	◆よかよか夜市を開催します！
③講座・教室	1	◆平成27年度就業支援講習会の受講生を募集します
	2	◆「厚生労働省シニアワークプログラム地域事業技能講習」の受講者を募集します
④お知らせ	2	◆7月18日は勤労青少年の日です～次世代を担う働く若者を地域で支援しましょう～ ◆県立産業技術専門校オープンキャンパス（入校説明会および体験実習）開催します
	3	◆夏季の節電にご協力をお願いします
⑤保健と福祉（子ども）	4	◆生ごみ処理容器を無償で貸し出します ◆ごみ減量化講習会を開催します
	5	◆交通安全運転研修会を実施します ◆木造住宅の耐震診断を実施します
	6	◆虐待かもと思ったら「189（いちはやく）」番へ
⑥保健と福祉（一般）	6	◆原子爆弾被爆者がん検診を実施します
	7	◆「摂食障害 家族のつどい」を実施します ◆「薬物依存症者の家族のつどい」を実施します
⑦保健と福祉（高齢者）	8	◆8月1日から介護保険の費用負担が変わります
	9	◆後期高齢者医療の限度額適用・標準負担額減額認定証の申請および更新を受け付けます ◆後期高齢者医療の障害認定申請について
⑧農林畜産業関連	10	◆農業者の皆さんへ 堆肥散布後は早めに耕運しましょう！ ◆町民の皆さんへ 環境保全型農業へのご理解をお願いします！ ◆水稲の病害虫防除を実施します
	11	◆「おもちゃ病院三股」を開設します ◆「人権相談」を実施します
	12	◆「ふれあい福祉相談」を実施します ◆「こころの健康相談」を実施します



① 募集

◆ 子どもと一緒に「いきいき食育講座」参加者を募集します

町健康管理センターでは、食育の体験として、親子で参加する調理実習を主にした講座を行います。子どもと一緒に楽しい時間を過ごしながら、食について学びませんか。興味のある人は、ぜひご参加ください。

お昼ごはんを作ろう・・・旬の夏野菜を使ってお昼ごはんをつくります。

1. 日時 7月28日(火) 午前9時30分～午後1時
2. 内容 ●食べもののお話 ●バランスメニューの調理実習
3. 持ってくるもの
エプロン、三角巾(大きめのハンカチ)、子ども用の室内シューズ、米(親子で1合)

対象者	町内在住の3歳～小学生の子どもと保護者 ※子どもだけの参加はできません。
場所	町健康管理センター 2階会議室、調理室
定員	12組
参加費(材料代)	1人200円(3歳以上)
期限	7月23日(木) ※定員になり次第、締め切ります。

※お申し込み、お問い合わせは、
健康管理センター ☎ 52-8481 をお願いします。



② 催し

◆ よかよか^{よいち}夜市を開催します！



●よかよか夜市

日時：7月19日（日）午後5時～9時

場所：物産館前駐車場（JR三股駅東隣）

毎月第4日曜日に朝市を開催している『みまたん駅前よかもん元気会』が、駅前周辺の賑わいづくりと、町民の皆さんに楽しんでもらうため、『よかよか夜市』（夏祭り）を開催します。たくさんのおいしいものの販売のほか、ゆかた一式をお持ちになれば無料で着付けを行うなど、いろいろな催しもあります。いつもの朝市とは、少し違う縁日風の夜市をお楽しみください！！

たくさんのご来場を心よりお待ちしております。

●ステージイベントを開催

- ・豪華景品が当たる、商工会女性部主催『ゆかたコンテスト』
- ・灯ろうの展示
- ・音楽演奏や踊りなどのステージ

（※ステージイベントは、予告なく変更になる場合があります）



●お得な前売りチケット販売中!!

夜市当日(7/19)と翌週の朝市(7/26)で使用可能な前売りチケットを販売しています。**600円分の商品券が500円**で購入できます。

※ごみ減量化のため、マイバッグ持参を推進していますのでご協力をお願いします。

※詳細は三股町物産館よかもんやへ

■主催／みまたん駅前よかもん元気会



※お問い合わせは、三股町物産館よかもんや

☎52-3131 にお願ひします。



③ 講座・教室

◆ 平成27年度就業支援講習会の受講生を募集します

宮崎県内のひとり親家庭の父母および寡婦の人を対象に下記の受講生を募集します。

講座名	パソコン初級・中級講習会
開催日時	9月4日（金）～11月4日（水）の月・水・金（祝日を除く） ※午後6時30分～午後9時
会場	株式会社 スコラ（都城市鷹尾2-6-8）
受講料	無料（ただし、テキスト代、検定料は受講生負担）

講座名	介護職員初任者研修
開催日時	9月7日（月）～11月25日（水）の月・水・木（祝日を除く） ※午後6時30分～9時30分
会場	ゆき 幸ちゃんの家（小林市野尻町東麓2658-86）
受講料	無料（ただし、テキスト代、検定料は受講生負担）

■申込方法

- ①平成27年度就業支援講習会受講申込書
（様式は、ホームページからダウンロードしてください）
- ②児童扶養手当証書または、ひとり親家庭等医療費受給資格者証の写しを
下記申込先に郵送してください。
※定員（各20人）になり次第、申し込みを終了します。

※お申し込み・お問い合わせは、

・宮崎県母子寡婦福祉連合会

〒880-0007 宮崎市原町2-22

☎/FAX 0985-22-4696

ホームページ <http://www.miyazaki-catv.ne.jp/~kenboren/index.html>



◆「厚生労働省シニアワークプログラム地域事業技能講習」の受講者を募集します

ハローワークに求職登録している人で、就職を目指している55歳以上のシニア世代を対象とし、受講料は無料です。

講習名	調理アシスタント講習
内容	食生活と健康の関わりあいや食品衛生などの基礎知識を学び、介護食を中心とした実習で調理技術を習得し、病院・介護施設の調理補助者としての就職を目指します。
講習期間	8月27日(木)～9月9日(水) 【土日を除く10日間】
締切日	8月17日(月) 必着
募集人員	15人
実施場所	職業訓練法人 宮崎リゾートサービスアソシエーション オーバル・ジョブ・トレーニング・カレッジ (都城市松元町27-1)



講習名	就職をめざすパソコン講習
内容	就職につながる基本的パソコン操作(エクセル・ワード)に加えて、就職活動能力を高める実践練習を行い、様々な職場への就職を目指します。
講習期間	9月2日(水)～15日(火) 【土日を除く10日間】
締切日	8月19日(水) 必着
募集人員	20人
実施場所	南九州大学都城キャンパス(都城市立野町3764-1)



■申込方法

ハローワーク都城、三股町シルバー人材センター、都城市シルバー人材センターに置いてある申込書を宮崎県シルバー人材センター連合会宛てに郵送又はFAXでお申し込みください。締切り後、受講者選考を行います。

※お問い合わせは、

公益社団法人 宮崎県シルバー人材センター連合会

宮崎市瀬頭2丁目6番14号

☎0985-31-3775

FAX0985-31-3776 にお願ひします。



④ お知らせ

◆ 7月18日は勤労青少年の日です ～次世代を担う働く若者を地域で支援しましょう～

毎年7月の第3土曜日は「勤労青少年の日」と定められています。この日は、勤労青少年の幸せと健やかな成長について、広く関心と理解を深め、勤労青少年が自ら職業人として健やかに成長するよう自覚を促し励ますために設けられたものです。

※お問い合わせは、宮崎県労働政策課

☎0985-26-7106 にお願ひします。



◆ 県立産業技術専門校オープンキャンパス (入校説明会および体験実習) 開催します

県の産業界を担う中核的技能者を養成する県立産業技術専門校平成28年度訓練生の入校説明会および体験実習を開催します。

専門の知識や技能を身に付けることができ、県内外の多数の企業から求人のある就職率100パーセントの公共職業能力開発校です。専門校の入校を検討または関心がある人、教諭、保護者など誰でも参加できます。

■開催日時= 7月25日(土)、8月23日(日)

午前10時～午後0時10分(概要説明など)

午後1時10分～3時30分(各科体験実習など)

■開催場所= 県立産業技術専門校

〒881-0003 西都市大字右松362-1

☎0983-42-6501

※お問い合わせは、上記までお願ひします。



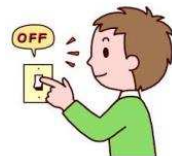


◆ 夏季の節電にご協力をお願いします

夏是一年の中でも電力が最も消費される季節です。しかし電力の供給量には限りがあります。そこで町民の皆さんにも無理のない範囲で、できる限り節電の協力をお願いします。

1. 節電の協力をお願いする期間・時間帯など

- ◎ 期間：9月30日（水）まで
【8月13日（木）～14日（金）を除く】
- ◎ 時間帯：午前9時～午後8時



2. 基本となる10の節電メニュー

電化製品など	節電メニュー
エアコン	①室温28度を心掛けましょう。 ②「すだれ」や「よしず」などで窓からの日差しを和らげましょう（エアコンの節電になります）。 ③無理のない範囲でエアコンを消し、扇風機などを利用しましょう。 ※除湿運転やエアコンを頻繁につけたり消したりすることは電力消費量の増加になる場合があるため注意が必要です。
冷蔵庫	④冷蔵庫の設定を「強」から「中」に変え、扉を開ける時間をできるだけ減らし、食品を詰め込み過ぎないようにしましょう。 ※食品の傷みにご注意ください。
照明	⑤日中は不要な照明を消しましょう。
テレビ	⑥省エネモードに設定するとともに、画面の輝度を下げ、必要なとき以外は消しましょう。
温水洗浄便座	⑦温水のオフ機能、タイマー節電機能を利用しましょう。
ジャー炊飯器	⑧ ⑦の機能がない場合、使わないときはコンセントからプラグを抜きましょう。
待機電力	⑨早朝にタイマー機能で1日分をまとめて炊いて、冷蔵庫や冷凍庫に保存しましょう。
	⑩リモコンの電源ではなく、本体の主電源を切りましょう。長時間使わない機器はコンセントからプラグを抜きましょう。

3. さらに効果を高める節電メニュー

電化製品など	節電メニュー
エアコン	フィルターを小まめに掃除しましょう。 2部屋でそれぞれ使用している場合には、1部屋（1台）に減らして使用しましょう。
冷蔵庫	壁との間に適切な間隔を空けて設置しましょう。
電気ポット	お湯はコンロで沸かし、ポットの電源は切りましょう。
洗濯機	容量の80%程度を目安にまとめ洗いしましょう。
パソコン	日中、短時間であればノートパソコンの電源を抜いて使いましょう。 省電力設定を活用しましょう。
掃除機	紙パック式は小まめにパックを交換しましょう。 昼間の電力消費ピーク時にはモップやほうきを使いましょう。
ライフスタイル	節電のための家事スケジュールを立てましょう。 日中（特に午後1時～4時）を避けて電気製品を利用しましょう。 外出や旅行による節電をしましょう。

4. その他の電化製品

そのほかにも、消費電力が大きい電気製品は、電力消費量が大きい時間帯（特に午後1時～4時）を避けて使用するなどのご協力をお願いします。

アイロン	電気ポット	電子レンジ	ホットプレート	ドライヤー
トースター	IHクッキングヒーター	食器洗い機	掃除機乾燥機	浴室乾燥機

5. 熱中症にご注意ください

屋内でも熱中症になる場合があります。適切な室温管理や小まめな水分補給などに十分気を付けてください。特に高齢者、乳幼児や体調に不安のある人などにご注意ください。

※お問い合わせは、経済産業省

☎03-3501-1511 [代表] までお願いします。



◆ 生ごみ処理容器を無償で貸し出します



一般家庭から排出される生ごみを堆肥化または肥料化し自家処理をすることにより、ごみ減量化と環境保全に対する意識を高めるために生ごみ処理容器を無償で貸し出します。

生ごみ処理容器の貸与を希望する人は、お申し込みください。

申し込み要件

1. 町内に住民票があり、現に居住していること。
2. 生ごみを堆肥化し、または肥料化したものを自家処理できること。
3. 町が実施する講習会を受講すること。
4. 町から生ごみ処理機の補助を受けていないこと。
5. コンポスト容器を設置できる土地があること。
6. 生ごみ処理容器の使用状況などについて、アンケートに協力すること。

申し込み方法

「三股町生ごみ処理容器無償貸与申込書兼確約書」に必要事項を記入の上、町環境水道課にお申し込みください。

無償貸与は、コンポスト容器（屋外用）1個かボカシ容器（屋内用）2個以内のいずれかになります。

※本年度の貸与個数は、コンポスト容器50個程度・ボカシ容器20個程度です。

コンポスト容器



ボカシ容器



※お申し込み・お問い合わせは、環境水道課 環境保全係（2階⑩番窓口）

☎52-9082（直通）をお願いします。

◆ ごみ減量化講習会を開催します

環境保全に対する意識を高めるために、ごみ減量化講習会を次のとおり開催します。

生ごみ処理容器の無償貸与を希望する人は、必ず受講してください。

この講習会を受講することが、生ごみ処理容器無償貸与事業の申し込み要件となります。

期 日	8月27日（木）
時 間	午前10時～11時30分
場 所	町役場 4階 第1会議室
内 容	ごみ減量化、コンポストの使い方など
申し込み方法	電話または直接お申し込みください
申 込 期 限	7月31日（金）※期限厳守 ただし、定数に達し次第、締め切ります。

※お申し込み・お問い合わせは、環境水道課 環境保全係（2階⑩番窓口）

☎52-9082（直通）をお願いします。



◆ 交通安全運転研修会を実施します



第8地区で交通安全研修会を実施します。運転免許証を持っている人は、ぜひ受講してください。たくさんの参加をお待ちしています。

期日	時間	場所	対象地区
7月20日(月・祝)	午前10時～	第8地区分館	東原・稗田

○受け付けは、午前9時30分から行います。

※お問い合わせは、総務課 危機管理係（2階 ⑧番窓口）

☎52-1110（直通）をお願いします。



◆ 木造住宅の耐震診断を実施します

近年、大地震が頻発^{ひんぱつ}しており、家屋の倒壊などにより死傷者や避難者が出ています。こうした状況を受け、町では1981（昭和56）年5月31日以前に建築された木造住宅の耐震性の向上を図り、安心して暮らせる住まいづくりの実現のために、木造住宅の耐震診断・耐震改修などの費用の一部を補助します。

希望する人は、都市整備課にお問い合わせください。

①耐震診断

項目	内容
対象建築物	1981（昭和56）年5月31日以前に着工された木造住宅で、現在使用している建物。
耐震診断	「木造住宅の耐震診断と補強方法」（（財）日本建築防災協会発行）による耐震診断。
実施方法	町が宮崎県木造住宅耐震診断士に委託して、耐震診断を行います。
耐震診断費用	1棟当たり6万円。国・県・町が5万4千円を負担します。 個人負担は6千円 です。
受け付け可能棟数	5棟（定数に達し次第、締め切ります）

②耐震改修など ※耐震診断を行っていることが条件です。

項目	内容
耐震改修工事	<p>①改修工事 耐震診断の結果、評価点が1.0未満（倒壊する可能性がある）または、0.7未満（倒壊する可能性が高い）の建物を、「1.0以上」（一応倒壊しない）まで補強する改修工事を指します。</p> <p>②改築工事 耐震診断の結果、評価点が0.7未満（倒壊する可能性が高い）の建物を、「1.5以上」（倒壊しない）まで補強する改築工事を指します。</p>
補助額	<p>・評価点が0.7未満の場合（限度額75万円） 改修工事費と、対象住宅の延床面積に3万2,600円を乗じて得た額のいずれか小さい金額の2分の1以内。</p> <p>・評価点が0.7以上の場合（限度額50万円） 改修工事費と、対象住宅の延床面積に3万2,600円を乗じて得た額のいずれか小さい方の金額の3分の1以内。</p>
受け付け可能棟数	約3棟（予算に達し次第、締め切ります）

③耐震アドバイザー派遣

木造住宅の耐震相談や地域の普及活動を行うアドバイザーを派遣します。

※お申し込み・お問い合わせは、都市整備課 建築係（2階 ⑨番窓口）

☎52-9065（直通）をお願いします。



⑤ 保健と福祉（子ども）

◆ 虐待かもと思ったら「189（いちはやく）」番へ

7月1日から児童相談所全国共通ダイヤルが3桁の番号になります。189番にかけると近くの児童相談所へつながります。

虐待は特別な家庭の問題ではありません。どの家庭でも起こりうる問題です。地域全体で虐待から子どもたちを守っていきましょう。

◆ こんなときはすぐにお電話ください。

- ・もしかしたら、虐待を受けているかもしれない。
- ・子育てが辛くてつい子どもにあたってしまう。
- ・身の回りで子育てに悩んでいる人がいる。



※連絡は匿名で行うことも可能です。連絡者や連絡内容に関する秘密は守られます。

※☎0570-064-000でもお近くの児童相談所につながります。

■ 児童虐待とは・・・

- ①身体的虐待: 子どもの身体に苦痛や外傷が生じるような暴行を加えること。
殴る・蹴る・たばこの火を押し付ける、戸外に締め出す など
- ②ネグレクト: 衣食住の世話をしない、保護者としての監護を著しく怠っていること。
食事を与えない、不潔な環境の中で生活させる、車の中に放置する
重大な病気やケガをしても病院に連れて行かない など
- ③心理的虐待: 子どもの心を著しく傷つけること。
無視する、拒否的な態度を示す、言葉で恐がらせる、脅迫する
子どもの存在を否定する、自尊心を傷つけるような言動 など
- ④性的虐待: 子どもにわいせつな行為をする、またはさせること。
子どもへの性交、性的暴行、性器や性交を見せる など

子育てに悩みや不安はつきものです。一人で抱え込まず、子育てに不安を感じる、負担であると思ったらときには周囲の人や相談機関に早めに相談しましょう。

※お問い合わせは、福祉課 児童福祉係（1階 ⑥番窓口）
☎52-9060（直通）をお願いします。



⑥ 保健と福祉（一般）

◆ 原子爆弾被爆者がん検診を実施します

被爆者健康手帳および第一種健康診断受診者証をお持ちの皆さんを対象とした平成27年度がん検診を県内9機関で実施します。

受診料は無料です。健康管理のために受診をお願いします。

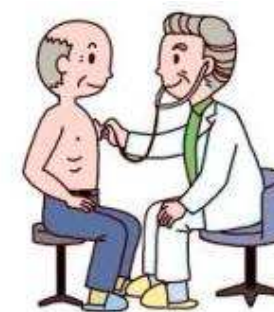
なお、検診日は各医療機関で異なります。あらかじめ近くの保健所にお問い合わせください。

■期 間：8月～12月

■実施機関：都城健康サービスセンター、県立宮崎病院、県立延岡病院、
県立日南病院、小林市立病院、済生会日向病院、
高千穂町国民健康保険病院、串間市民病院、
国立病院機構宮崎病院

※お問い合わせは、県庁健康増進課 ☎0985-26-7079

または、都城保健所 ☎23-4504 をお願いします。



◆「摂食障害 家族のつどい」を実施します



摂食障害は誰もがかかりうる病気とされていますが、本人にとってはもちろんのこと見守る家族もつらいものです。

「摂食障害 家族のつどい」では、家族同士がつらい気持ちから開放され不安を「言っぱなし、聞きっぱなし」で共有することで、混乱し孤立した状況から解放され、家族が抱えている重荷を少しずつ軽くしていくことを目的としています。

次のとおり開催していますので、どうぞ気軽にご参加ください。

事前予約は不要ですので、当日、会場までお越しください。

対象者	摂食障害(拒食・過食)などで悩んでいる人の家族 ※摂食障害当事者の参加はご遠慮ください。
内容	家族ミーティングおよび情報交換
場所	宮崎県総合保健センター 4階 団体交流室 (〒880-0032 宮崎市霧島1-1-2)
日程	毎月 第4水曜日 午後2時～4時 平成27年9月、12月は、第3水曜日になります

■日程■

7月22日(水)、8月26日(水)、9月16日(水)、
10月28日(水)、11月25日(水)、12月16日(水)、
平成28年1月27日(水)、2月24日(水)、3月23日(水)



※お問い合わせは、
宮崎県精神保健福祉センター（宮崎県総合保健センター 4階）
〒880-0032 宮崎市霧島1-1-2
☎0985-27-5663
FAX0985-27-5276 お願いします。



◆「薬物依存症者の家族のつどい」を実施します



薬物（違法薬物、危険ドラッグ、処方薬など）依存症は心の病気です。薬物の問題は、使っている本人だけでなく、周囲のあらゆる人を巻き込みながら進行していきます。本人に近ければ近い人ほど、「薬物の問題を自分が何とか解決しなければ」と責任を背負い込み、恨みや怒りを抱えて傷つき、自信をなくし、孤独になりやすくなります。

「薬物依存症者の家族のつどい」では、同様の問題、悩みを抱える家族が自分の気持ちを正直に話せる安全な場所として、毎月1回ミーティングを行っています。薬物依存症が病気であることを確認し、家族が抱えている重荷を少しずつ少なくしていくことで、まずは家族自身の回復を目指しましょう。

次のとおり開催していますので、どうぞ気軽にご参加ください。

事前予約は不要ですので、当日、会場までお越しください。

対象者	宮崎県内在住で、薬物に関する問題を抱える家族
内容	家族ミーティングおよび情報交換
場所	宮崎県総合保健センター 4階 団体交流室 (〒880-0032 宮崎市霧島1-1-2)
日程	毎月 第2月曜日 午後1時30分～3時30分 10月、平成28年1月は、第1月曜日になります ※この「つどい」で他の家族から聞かれたことは、秘密厳守をお願いします。

■日程■

7月13日(月)、8月10日(月)、9月14日(月)、
10月5日(月)、11月9日(月)、12月14日(月)、
平成28年1月4日(月)、2月8日(月)、3月14日(月)

⑦ 保健と福祉（高齢者）



◆ 8月1日から介護保険の費用負担が変わります

1. 一定以上の所得がある人の自己負担が、2割に変更

介護保険サービスを利用する場合には、費用の一定割合を利用者に負担していただいています。これまで利用者負担は、一律にサービス費の1割としていましたが、持続可能な介護保険制度とするため、65歳以上（第1号被保険者）の人のうち、一定以上の所得がある人にはサービス費の2割を負担していただく事になります。このため介護認定を受けている人には、負担割合（1割または2割）を記載した「介護保険負担割合証」が発行されます。

負担割合	対 象
1割負担	①利用者本人の住民税が非課税の場合 ②生活保護を受給している場合 ③本人の合計所得金額が160万円未満の場合 ④本人の合計所得金額が160万円以上で、同一世帯の65歳以上の人（本人含む）の課税年金収入額+その他の合計所得金額が単身280万円未満、2人以上で合計346万円未満の場合
2割負担	①上記以外の場合で、本人の合計所得金額が160万円以上の場合

※「合計所得金額」とは、収入金額から公的年金等控除や給与所得控除、必要経費を控除した後で、基礎控除や人的控除などの控除をする前の所得金額をいいます。

※「その他の合計所得金額」とは、合計所得金額から、年金の雑所得を除いた所得金額をいいます。

※第2号被保険者（40歳以上65歳未満の要介護・要支援認定者）は一律に1割負担となります。

2. 負担限度額認定申請の改正

8月から、介護保険施設やショートステイを利用する際の負担限度額認定（所得が低い人の食費・居住費の負担軽減）の適用要件が変わります。

	所 得 要 件
7月まで	・世帯全員が住民税非課税であること
8月からの 適用要件	・世帯全員が町民税非課税であること ・別世帯に配偶者がいる場合は、別世帯の配偶者も非課税であること
	↓ さらに【資産要件】が必要となります ・預貯金などが単身で1千万円以下であること ・夫婦である場合は2千万円以下であること

■預貯金などに含まれるもの

預貯金などの内容	提 出 方 法
預貯金（普通・定期）	通帳の写し（インターネットバンクであれば口座残高ページの写し）
有価証券 （株式・国債・地方債・社債など）	証券会社や銀行の口座残高の写し （ウェブサイトの写しも可）
金・銀（積立購入を含む）など、購入先の口座残高によって時価評価額が容易に把握できる貴金属	購入先の銀行などの口座残高の写し （ウェブサイトの写しも可）
投資信託	銀行、信託銀行、証券会社などの口座残高の写し （ウェブサイトの写しも可）
タンス預金（現金）	自己申告

■預貯金に含まれないもの

- 生命保険 ○自動車
- 腕時計、宝石など時価評価額の把握が難しい貴金属・絵画、骨董品、家財など

■提出書類

- ①申請書（同意書に署名捺印の必要あり）平成27年度からは申請書が変更されています。
- ②預貯金額などがわかるものの写し（上記の「預貯金などに含まれるもの」を参照）
- ③平成26年度「限度額認定書」

■申請受付期間 7月13日(月)～8月11日(火)

※申請・お問い合わせは、
福祉課 介護高齢者係 ☎52-9062（直通）をお願いします。



◆ 後期高齢者医療の限度額適用・標準負担額減額認定証の申請および更新を受け付けます

後期高齢者医療被保険者で、現在お持ちになっている【限度額適用・標準負担額減額認定証（以下、《後期高齢の減額認定証》という）】は、世帯の所得状況見直しに伴い、**8月1日以降は使用できません。**

★現在、**区分Ⅰまたは区分Ⅱ**の減額認定証をお持ちの人で、平成27年度にも対象になる人には役場から減額認定証を送ります（改めて申請する必要はありません）。

上記以外で8月1日以降に入院予定の人は該当するかどうかをお問い合わせください（適用判定は世帯の所得状況によります）。該当する場合は国保年金係（1階 ③番窓口）で申請手続きをしてください。

【注意】

◆後期高齢の減額認定証の適用は、申請があった日の属する月の初日からとなります。

(例)平成26年度に認定証を交付されていない人が7月15日に申請をした場合
平成27年7月1日から適用され7月31日まで有効の減額認定証と、
平成27年8月1日から適用で平成28年7月31日まで有効の減額認定証が発行されます。

◆後期高齢の減額認定証は、平成27年度町県民税が**非課税世帯に限り**交付されます（平成27年7月1日適用の認定証は平成26年度町県民税非課税世帯に限る）。

【申請に必要なもの】・・・後期高齢者医療の被保険者証・印かん（認め可）
【申請期間】・・・・・・7月1日から随時

*三股町国民健康保険の限度額認定証の更新は8月1日（金）から受け付けとなりますのでご注意ください。



◆ 後期高齢者医療の障害認定申請について

65歳以上75歳未満で、一定の障害がある人（身体障害者手帳の1級～3級、4級の一部に該当する人）は申請し、認定されると後期高齢者医療制度に加入することができます。

後期高齢者医療で医療機関にかかると病院での一部負担金が所得に応じて1割、または3割になります。

■加入できる人

- ・身体障害者手帳の1級～3級、4級の一部に該当する人
- ・療育手帳Aの人
- ・精神障害者保健福祉手帳1、2級の人
- ・国民年金法における障害年金の1、2級を受給している人 ほか

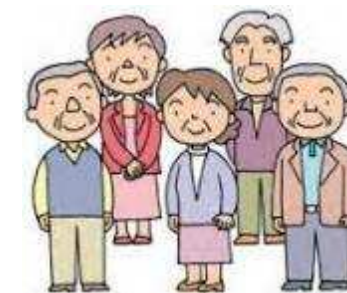
■申請に必要なもの

印かん（認め可）・申請の基準に該当する各種手帳または国民年金証書、
健康保険被保険者資格喪失連絡表（現在加入の医療保険が三股町国民健康保険以外の人のみ必要です）

※お問い合わせは、

町民保健課 国保年金係 後期高齢者医療担当（1階 ③番窓口）

☎52-9631（直通）をお願いします。



⑧ 農林畜産業関連



◆ 農業者の皆さんへ

堆肥散布後は早めに耕運しましょう！

堆肥などの悪臭やハエの発生による苦情が、多く寄せられています。農業者の皆さんは完熟した堆肥を使用し、堆肥散布後は早めに耕運しましょう。また、野焼きは風向きなどに注意して必要最小限にしましょう。特に住宅隣接農地については、周辺への配慮をお願いします。



◆ 町民の皆さんへ

環境保全型農業へのご理解をお願いします！

環境保全型農業（エコ農業）を行うには、堆肥などの利用が必要です。堆肥は、臭いを伴う場合があります。また害虫駆除のため、野焼きが必要となる場合があります。農業は本町の耕作地や食を守る大切な産業です。皆様のご理解をお願いします。

※お問い合わせは、産業振興課 畜産振興係（3階 ⑫番窓口）
☎52-9088（直通）をお願いします。



◆ 水稻の病虫害防除を実施します

水稻の病虫害防除（無人ヘリによる農薬散布）を次のとおり行います。無人ヘリによる農薬散布は、低空飛行で散布し、プロペラからの吹きおろしの風による飛散が少ないため、周辺への影響を最小限に抑えます。

■実施時期

場 所	長田地区		梶山地区		そのほかの地区	
	1回目	2回目	1回目	2回目	1回目	2回目
実施日時	7/16(木)	8/16(日)	7/21(火)	8/25(火)	7/29(水)	8/26(水)
適用薬剤	①	②	①	②	①	②
申込先	長田防除班		梶山営農組合		JA 三股支所	

※天候などの都合により変更になる場合があります。

■使用薬剤名・対象病虫害

	生育期間	使用薬剤名	対象病虫害
①	分けつ期 ～ 幼穂形成期	アプロードモンカットエアー	もんがれびょう 紋枯病、ウンカ幼虫類、 ツマグロヨコバイ幼虫
		ブラシンゾル	いもち病
		スタークル液剤	ウンカ類、カメムシ類
②	出穂期以降	ダブルカットバリダフロアブル	いもち病、穂枯れ、紋枯病
		スタークル液剤	ウンカ類、カメムシ類

■WC S用稲や出穂期以降で籾出荷の飼料用米、露地野菜や出荷前のカンショなどの隣接ほ場、施設園芸ハウスや住宅などの隣接ほ場については、原則散布できません。

■無人ヘリ防除の際は、薬剤効果を高めるため湛水状態を保ち、散布後1週間は落水や掛け流しはやめましょう。

■個人で防除する人も薬剤の効果を高めるために、できるだけ同時期に防除をしましょう。

※お問い合わせは、

JA三股支所・営農経済課 ☎52-1122

産業振興課・農業振興係 ☎52-9086（直通）をお願いします。

⑨ 相談

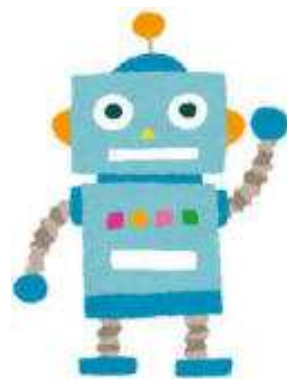
◆「おもちゃ病院三股」を開設します



期 日	7月18日(土) 毎月第3土曜日
時 間	・受け付け 午後1時～3時 ・開 院 午後1時～5時ごろ
場 所	町総合福祉センター「元気の杜」
注 意 事 項	・おもちゃ病院三股は、おもちゃを無償で修理します(一部、材料費などが掛かることがあります)。ただし、破損のひどい物、欠品のある物については、修理できない場合があります。現物を見て判断しますので、ご持参ください。 ・AC電源により作動させる電化製品・コンピューター製品、人を傷つける恐れのある物、水に浮く物(浮輪・ボートなど)などは修理対象外です。

※お問い合わせは、

・代表：横山健一 ☎51-0241 または、
増田親忠 携帯090-1926-8783
にお願いします。



◆「人権相談」を実施します

いじめ・虐待などの「人権相談」だけでなく、家庭関係(夫婦・親子・離婚・扶養・相続)、近隣関係、金銭貸借、借地借家、登記などの「悩み事相談」にも応じています。気軽にご相談ください。

* 予約は不要です。なお相談は無料です。

■特設人権相談＝

期 日	8月5日(水)
時 間	午前10時～午後3時
場 所	JR三股駅多目的ホール「M★ういんぐ」
担 当 者	柿原信知・山之内絹代

■常設人権相談＝

日 時	平日の午前8時30分～午後5時15分
場 所	宮崎地方法務局都城支局 (都城合同庁舎5階相談室)
担 当 者	人権擁護委員・法務局職員

※ お問い合わせは、

- ・特設人権相談：総務課 行政係(2階 ⑧番窓口)
☎52-1112(直通)
- ・常設人権相談：宮崎地方法務局都城支局
☎22-0490にお願いします。



◆「ふれあい福祉相談」を実施します

社会福祉協議会では、生活上の問題、結婚・離婚・金融上のもめ事や介護など、あらゆる相談を受け付けます。

また電話での相談も行います。

○日 時： 毎日 午前9時～午後5時

(土・日・祝日は除きます)

○場 所： 町総合福祉センター「元気の杜」

※お問い合わせは、社会福祉協議会

☎52-1246 にお願ひします。



◆「こころの健康相談」を実施します



都城保健所では、地域住民が精神科医師へ相談することのできる、こころの健康相談を実施します。「精神科の病気かもしれないけど、病院に行くのは抵抗がある」「専門の先生に相談してみたい」など、気になることがありましたら、保健所にご相談ください。

項目	内容
期 日	7月16日(木)、8月20日(木)、9月17日(木) ☆原則として毎月第3木曜日になります。
時 間	午後1時30分～
場 所	都城保健所(都城市上川東3-14-3)
対 象	保健師が事前に相談を受け、医師の相談が必要と思われる人。 ご家族や関係者からの相談もお受けします。
相 談 内 容	①引きこもり、抑うつ、過食・拒食、リストカットなど ②精神科の病気、心の健康に関する問題など、精神保健一般に関する事 ③アルコール依存、薬物問題、そのほかの依存に関する事
申 込 込 み	事前に下記、保健所保健師(疾病対策担当)へご相談ください。
相 談 体 制	予約制 相談は1日3人まで
料 金	無料

※お申し込み・お問い合わせは、

都城保健所 健康づくり課 ☎23-4504 にお願ひします。